

感染症が発生し、職員が不足する場合は、現在、30の施設職員80名が登録して確保に努めています。  
などと話されました。

全国の各施設での虐待事案が新聞、テレビ、インターネット等々で報道するたびに心を痛めています。利用者の幸せを求め、家族会はどうあるべきか。家族会と施設側は対等にものを言い合える関係を構築しないとイケない。職員は、「利用者を理解し、実践することで利用者の幸せへの理解を深めなければならない。また、利用者を幸せにするためにどうあるべきかを考え、仕事をすれば虐待はなくなる。家族も職員への労いの言葉を忘れてはならない。」とも話されました。水流福祉協会長の講演を聴き、家族、利用者及び施設、特に職員との関係はどうあるべきか。日ごろの思いを遠慮なく、かつ素直に話すことで良好な関係が保たれるのではと安堵した気持ちになりました。また、これからの家族会活動を更に充実しなければと勇気付けられました。

## 令和2年度 家族並びに施設職員研修会中止

令和2年度の家族並びに施設職員研修会は、令和3年1月24日(日)、鹿児島市のサンロイヤルホテルで開催予定でしたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の終息が望めず、県内各地で感染者が増加している状況などでやむを得ず中止となりました。

また、毎回、家族から「家族の思い」として発表していますが、鹿児島市地区支部では「あおいとり家族会」の阿部裕子様をお願いしていましたが、原稿を投稿していただきましたのでご紹介いたします。

### 家族の思い 施設入所を廻って ～あおいとり家族会 阿部裕子～

もうすぐ30歳になる息子は「あおいとり」に入所して4年近く、施設での生活にも慣れ、彼なりのペースで穏やかに過ごしています。急な変化で不安定になることが多く、新しい環境に馴染めるか、とても心配したのですが、取り越し苦労に終わりました。

養護学校から施設通所への移行は、日中一時支援やショートステイの体験を重ねたこともあり、スムーズにいきました。将来は入所になるだろうと漠然と考えてはいましたが、全く実感はなく、20歳になってひとつの区切りとして市役所に入所申込みした際もまだまだ先の話とっていました。ところがその数年後、私自身、少し大きな病気を患い、いつも話題になる「親亡き後」という言葉が急に現実味を帯びてきてしまったのです。万全の準備をして入所につなげたい、家庭内での様々な経験をできる限り具体的に施設へ伝えていきたいとの思いから、入所に向けての準備を始めることになりました。

施設を日常生活の場として認識してもらうことが一番の課題でした。自宅近くのグループホームに定期的に受け入れていただくことになり、週末は施設からグループホームに「帰宅」し、翌日の夕方、ホームに迎えに行くという生活が始まりました。親の不安をよそに新たな生活にすんなり順応し、さらにホームに2泊とか、一週間ホームで過ごし、そこから通所といった体験もさせていただきました。2年後入所が決まり思いのほか適応できたのもホームでの体験があったからこそと思っています。

彼の施設での生活がより楽しく快適であることを願うとともに、支援を担当して下さる方々とのコミュニケーションを大切にしていきたいと思っています。最後に、コロナ禍の中での支援でより一層のご苦勞をなさっている施設スタッフの方々に、心より感謝いたします。

鹿児島県知的障害者施設家族会連合会 会報

発行月 令和3年2月

発行人

鹿児島県知的障害者施設家族会連合会

事務局 〒890-0032

鹿児島市西陵7丁目30番3号

川畑岩夫 宅

TEL・FAX 099-281-9548

## かごしま家族ねっと

### 第17号

## 新年のあいさつ

鹿児島県知的障害者施設家族会連合会長 中村 俊久

会員の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。ただ、昨年は新型コロナウイルス感染拡大予防という大変な1年でもありました。

コロナ感染対策のため、施設やグループホームに入所利用者のご家族の方々は、大好きなお子様やご兄弟・姉妹などの面会並びに帰省は自粛を余儀なくされ、会える機会が少なくなり寂しい思いをされ、また、通所の方々も施設との往来での多くの不安を感じられたことと思います。

全国知的障害者施設家族会連合会の理事会も書面決議やリモートによる会議になってきております。そして、皆様方の家族(保護者)会もコロナ感染対策のため思うような活動ができず、様々な課題が残されたままになっていることでしょう。

新しい生活様式の中で「手洗い、うがい、手指の消毒」等を行い、新型コロナウイルス感染症にかからないように留意しながら、この困難を乗り越えましょう。そして一日も早いワクチン接種と新型コロナウイルス感染の終息を期待し、通常の生活が戻りますよう祈念いたします。

## 令和2年度 県家族会連合会研修会開催

～ 社会福祉法人落穂会理事長(あさひが丘学園施設長)・鹿児島県知的障害者施設福祉協会会長 水流純大氏により「虐待防止から意思決定支援へ」テーマにて講演 ～ 約50名が参加

令和2年12月11日(金)、かごしま市民福祉プラザ会議室において、県内外の福祉施設で利用者に対する虐待事案が報道されるたびに家族として心を痛めており、このような虐待事案をなくすために施設職員等の対応、家族としての利用者の人権を守るためにはどうあるべきかなど、今後、家族会員としての考え方や活動の指針を模索するため研修会を開催しました。なお、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の諸対策を講じて、鹿児島市障害福祉課のご協力をいただき、300名収容の会場を準備しました。



講師の水流純大氏は、鹿児島県知的障害者福祉協会会長並びに同協会倫理・危機管理委員会委員長(施設内人権侵害防止対策特別委員会委員長)の要職の傍ら、鹿児島市皆与志町において「あさひが丘学園」という施設の施設長であります。

今回の研修会には、家族会員をはじめ、鹿児島県知的障害者施設福祉協会、鹿児島県手をつなぐ

育成会、鹿児島市障害福祉課ゆうあい係などの方々に声かけしたところ、県手をつなぐ育成会花木千鶴理事長、鹿児島市障害福祉課ゆうあい係長他1名、会員など約50名が参集し、水流純大福祉協会長の講話を拝聴しました。

水流福祉協会長は講演の中で同協会が、施設長並びに職員などに向けて発行している「知的障害者施設の人権擁護ハンドブック」第3版（通称「青表紙」）による取り組み、これまでに報道された新聞記事や虐待事案への対応などの経験等を基に、県内の知的障害者施設で人権侵害が起きた後の新聞社説の中から

- ① 施設で虐待が起きる原因は
  - ・施設の閉ざされた社会、密室化
  - ・基本的人権の尊重に対する倫理意識の欠如
  - ・重度の知的障害者は意思を部外に伝えられず、伝えたとしても証言能力を認めてもらえない。
  - ・社会福祉法人の経営は、創設者一族が独占している場合が多く、職員は解雇を恐れ上部の批判ができない。
  - ・保護者は施設不足のため自由に選択できず、限られた施設にしか子どもを預けざるを得ない事情から口を閉ざす。
- ② 虐待を防止する方策は
  - ・イベント的なものでなく、外部の人がいつでも出入りできる施設にすること
  - ・第三者委員会などを交えた苦情解決対策を実質的なものにし、基本的人権の尊重に関する倫理意識を徹底すること
  - ・福祉施設は「公共のもの」という意識の徹底

等について話された後、同協会発行の人権擁護ハンドブックに基づき

- ① 利用者の年齢にふさわしい接し方、指示的・叱責的な言葉かけをせず、人格をもつ個人として尊重して接するという基本的なスタンスは十分でないか
- ② 障害の程度・状態・能力・性・年齢差で差別していないこと
- ③ 人権侵害防止のための研修会の開催
  - ・「人権侵害防止チェックリスト」を活用した改善計画のフローチャートによる実践事例や、モデル研修プログラムを提示した。

等を中心に職員等に対する研修会を行っています。

当然なことですが、

- ① 初めから、利用者に虐待並びに人権侵害を行おうとしている職員、施設はありません。
- ② 深刻な人権侵害や虐待は、職員が気付かないうちに見過ごすことから始まります。
- ③ 職員自らが利用者に対する姿勢を振り返り、改善すべき点があれば改善し、改善したらその状態を継続します。職員と利用者とは、仲良く、距離が近いほどよいです。

特に、あさひが丘学園内で実践していることは

- ① 利用者の呼び名について、利用者一人ひとりを尊重した呼び方に努め、呼び捨てを禁止しています。名字・名前に「さん」付けし、尊敬の気持ちを込めて呼ぶこと。
  - ・名前が正しく呼ばれない気持ちや他人や家族が聞いて不快に思わないか考えましょう。
  - ・私も職員、利用者さんからは「すみひろさん」と呼ばれています。職員の中に水流姓が多いため名前に「さん」を付けて呼んでもらっています。
- ② 親しみを持って接することが大切で、相手の人格を尊重して接することが必要です。
- ③ 利用者に対して命令口調で話たり、大声で叱責しないよう、普通にできていること、で

きて当たり前のことを褒めて「がんばろう」という気持ちを引き出しましょう。

- ④ 人権侵害を防止するために必要なこと（個人的な見解）として
  - ・施設長の倫理観とリーダーシップ
  - ・誰もが自由に出入りできる開放的な施設作り
  - ・困難な課題に協同して取り組もうとする職員間の連帯
  - ・利用者支援のあり方に率直に意見を言い合える組織風土

等であります。

次に、虐待から意思決定支援について

★虐待防止 ⇒ してはいけないこと ☆意思決定支援 ⇒ すべきこと

虐待防止にとどまっていたは、利用者の真の意味での権利擁護にはたどり着かないと思う。

そのためには、「虐待防止から意思決定支援へ」支援のステージをあげていかなければならないのではないか。一歩目が大事である。言葉で表現できないものは、利用者の態度で分かります。

利用者にも「言い分」があります。

意思決定支援には、「意思形成支援」

・理解できる形での情報提供 ・経験・体験の機会が確保・選択の機会が提供

と「意思表出支援」

・意思表出することの保障 ・言葉によらない意思表出への支援 ・表出される意思への気付けがあり、職員が利用者の動向に気付かないといけません。

①意思形成支援の具体例として

- ・ルビや口頭での丁寧な説明など分かりやすく、写真、動画、絵、模型などでの情報提供。
- ・様々な経験や体験のための活動プログラムを創り出すこと。
- ・食べたことのないものを初めて口にする機会を作り、本人の希望のメニューを取り入れ食事に選択メニューを取り入れること。
- ・旅行や外食などでホテル、旅館、飲食店などの施設を利用しての体験や施設、地域のイベントなどで多くの部外の人と接すること。
- ・絵画、音楽、映画鑑賞などの文化的活動を体験、経験すること。
- ・家族等が、施設の建物、設備、利用者の日中活動を見学すること。

②意思表出支援の具体的例として

- ・利用者から発せられた言葉の真意を会議等で検討すること。
- ・言葉を発することのできない方の健康・精神状態を常に意識しながら支援に当たること。
- ・声の調子、雰囲気、行動などのわずかな違いから利用者の気持ちや体調の良し悪しを探ろうとすること。
- ・表情、目の輝き、雰囲気から利用者の喜怒哀楽を察すること。
- ・写真、絵、マーク、模型等を使って選択をしてもらうこと。
- ・意見箱など、利用者の施設に対する要望、希望を常に受け付ける体制を整えること。

等があります。

次に、「新型コロナウイルス対策」について、県福祉協会では、令和2年9月、鹿児島県との間に新型コロナウイルス感染症対策医療提供体制を構築し、県は「くらし保健・危機局」、大学病院・鹿児島市立病院、県医師会（郡市医師会）と連携を図り対策に当たっています。

もし、施設で新型コロナウイルス感染症が発症した場合は、厚労省、鹿児島県、各市町村の指示に従い、その対応を取ることにしています。

皆様方にも、利用者、職員、ご家族の健康を守るため、諸対策などをしていただきたいと思います。

また、障害福祉施設における応援派遣体制についても、鹿児島県と協定を結んでおり、施設で